

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準案に関する意見

2019年7月5日 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室あて提出

- 1 第3条第3項のいわゆるアセスメントが義務であることに対して、同条第4項では退居に係る必要な支援が努力義務にとどまっており、必要な支援がなされないままに退去させられる恐れがある。「当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない」を「当該入居者が希望する本来の居場所へつなぐための支援をしなければならない」と修正し、支援を義務化すべきである。
- 2 第3条第3項で無料低額宿泊所が一時的な居住の場であることが規定されていることから、1年内に入居者が変わることが想定できる。そこで、第8条第2項で規定している避難訓練について、過去の火災事故の例もあり、入居者の避難訓練としては「1年に1回以上」では少ないものと考えられ、半年に1回は行われるようにすべきである。
- 3 第12条第4項は、「社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる」とあるが、サービスを提供する側の観点からではなく、入居者の状況において適切に判断されるべきであることから、「入居者がサービスを利用する際に支障がない」ことを明記すべきである。
- 4 第26条第1項について、成年後見制度は単に財産管理を補完することを目的とする制度ではないことから、契約時点で判断能力が十分ではない場合には、入居前の段階においても活用されるべきである。そこで、「成年後見制度その他の金銭管理に係る制度をできる限り活用すること」を「成年後見制度その他の金銭管理に係る制度を活用している、もしくはできる限り活用すること」とすべきである。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの他法・他制度の利用には至らないが、金銭の適切な管理に支障があると無料低額宿泊所の職員が判断した入居者についても、いわゆる「困り込み」とならないよう、第3条第3項のアセスメントの義務と同条第4項の支援が入居者の権利擁護に必要であることを周知・徹底すべきである。従って、項目1の意見と重なるが第3条第4項は義務規定とすべきである。